

第1回 体罰等防止委員会（会議録）

- 日 時 平成25年7月26日（金） 午後4時～5時30分
- 会 場 教育委員室
- 出席者 高橋委員長，佐々木副委員長
清島委員，石川委員，小林委員，橋本委員，長岡委員，谷田部委員，
倉田委員，鎌田委員，君島委員，水沼委員，大瀧委員
（代理出席）猪瀬教育企画課長補佐，小池教育企画課総務担当副主幹
事務局： 学校教育課教職員グループ係長，事務局職員5名
- 公開・非公開の別 公開（一部非公開）
- 傍聴者 3名
- 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 委員会設置要綱について【資料1】
 - 3 委員，事務局紹介
 - 4 委員長あいさつ
 - 5 議 事
 - （1）会議の公開について
 - （2）検討体制及びスケジュールについて
 - （3）体罰に係る実態調査の本市調査結果の概要等について
 - （4）体罰に係るアンケート調査（案）について
 - （5）教職員向けの研修資料の作成（案）について
 - （6）その他
 - 6 閉 会
- 議事概要
 - 5 議 事
 - （1）会議の公開について【資料2】

委員長： 本委員会は公開とし，（4）以降は非公開とすることによろしいか。
全委員： （了承）
 - （2）検討体制及びスケジュールについて【資料3】

委 員： 資料では，設置期間が明確に示されていないが，このスケジュール案は，
今年度のものなのか。それとも次年度以降のことも含めたものなのか。
事務局： 当面の課題解決や具体的な取組等を見据え，今年度の予定として示した
ものである。必要があれば，検討をお願いしたいと考えている。
委員長： 原案どおりでよろしいか。
全委員： （了承）
 - （3）体罰に係る実態調査の本市調査結果の概要等について【資料4】

委員長： 検討課題として挙げられている点を踏まえ，（4）以降の案件についてご
意見をいただきたい。

～ 以下 非公開 ～

体罰等防止委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 教職員による体罰が起きる原因及び背景などについて幅広い視点から意見交換を行い、体罰等の根絶に向けた取組を推進するため、体罰等防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 体罰に係るアンケートに関すること。
- (2) 教職員向けの研修資料の作成に関すること。
- (3) その他体罰等の根絶に向けた取組等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には学校教育担当次長を、副委員長には学校教育課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

- 2 委員会は公開とするが、委員の総意により非公開とすることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 委員会に、体罰等防止委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には学校教育課長補佐を、副部会長には教育企画課長補佐をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 部会長は、作業部会の事務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 作業部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。
- 8 作業部会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、正当な理由なく、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月26日から適用する。

別表第1（第3条関係）

市PTA連合会会長 代表 市小学校長会長 宇河地区中学校体育連盟会長 教育企画課長 教育センター所長	宇都宮人権擁護委員協議会代表 市中学校長会長 宇河地区中学校文化連盟会長 教育企画課総務担当主幹	栃木県臨床心理士会 市小学校体育連盟会長 学校健康課長 スポーツ振興課長
---	---	---

別表第2（第5条関係）

学校教育課	教職員グループ係長 指導グループ係長 学校いきいきグループ係長
学校健康課	学校保健体育グループ係長
スポーツ振興課	市民スポーツグループ係長
教育センター	相談グループ係長 情報・研修グループ担当

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要領により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴を認める者については、宇都宮市情報公開条例第5条に定める市に対し行政情報の公開を求めることができる者とする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題

- オ 会議の公開又は非公開の別
- カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
- キ 傍聴者の定員
- ク 傍聴手続
- ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 会議公開の運用状況の公表

- (1) 担当課等は、会議の公開の運営状況について、年度終了後速やかに総務部総務課あて報告すること。
- (2) 総務部総務課は、前号の報告を取りまとめ、市民に公表する。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日以降に開催される附属機関等の会議について適用する。

検討体制及びスケジュールについて

1 検討体制

(1) 体罰等防止委員会

- 体罰等の根絶に向けた取組等の検討
 - ・体罰に係るアンケートについての審議・決定
 - ・教職員向けの研修資料についての審議・決定 等

○構成員（15名）

- 委員長 学校教育担当次長
- 副委員長 学校教育課長
- 委員 市PTA連合会会長，宇都宮人権擁護委員協議会代表，栃木県臨床心理士会代表，市小学校長会長，市中学校長会長，市小学校体育連盟会長，宇河地区中学校体育連盟会長，宇河地区中学校文化連盟会長，教育企画課長，教育企画課総務担当主幹，学校健康課長，スポーツ振興課長，教育センター所長

(2) 体罰等防止委員会作業部会

- 体罰等防止委員会における検討資料案の作成
 - ・体罰に係るアンケート（案）の検討
 - ・教職員向けの研修資料の検討 等

○構成員（9名）

- 部会長 学校教育課長補佐
- 副部会長 教育企画課長補佐
- 部会員 学校教育課 3名（教職員グループ係長，指導グループ係長，学校いきいきグループ係長）
- 学校健康課 1名（学校保健体育グループ係長）
- スポーツ振興課 1名（市民スポーツグループ係長）
- 教育センター 2名（相談グループ係長，情報・研修グループ担当）

2 スケジュール（案）

年 月	委員会関係	作業部会等	取組
平成25年 7月 中旬 下旬	○委員委嘱 ○第1回委員会（26日） ・委員会設置要綱について ・検討体制及びスケジュールについて ・体罰に係るアンケート(案)について ・研修資料の作成(案)について		
8月 上旬 中旬 下旬	○第2回委員会 ・体罰に係るアンケート(案)について ・研修資料(案)について	○作業部会 ・体罰に係るアンケート(案)について ・研修資料(案)について	
9月 上旬 中旬 下旬		○作業部会 ・研修資料(案)について	○体罰に係るアンケートの実施(各学校)
10月 上旬 中旬 下旬	○第3回委員会 ・研修資料(案)について	○作業部会 ・体罰に係るアンケート結果の集計等	
11月 上旬 中旬 下旬	○第4回委員会 ・アンケート結果報告 等	○教育委員会報告	○研修資料の配布

体罰に係る実態調査の本市調査結果の概要等について

平成 25 年 2 月 7 日付け教職第 337 号で県教育委員会より依頼のあった「体罰に係る実態把握について」の本市における調査結果の概要及び現在の処分等の進行状況は以下のとおりである。

1 体罰に係る実態調査（H24.4～H25.3）の結果概要

(1) 学校種別体罰の件数及び被害児童生徒数

学校種別	小学校	中学校	計
報告件数	6 件	10 件	16 件
被害児童生徒数	10 人	32 人	42 人

(2) 体罰時の状況・場所

小学校				中学校			
状況		場所		状況		場所	
授業中	3 件	教室	4 件	部活動	5 件	校庭・体育館	4 件
SHR	2 件	廊下・階段	1 件	放課後	2 件	教室	2 件
休み時間	1 件	資料室	1 件	授業中	1 件	廊下・階段	2 件
				学校行事	1 件	その他	2 件
				その他	1 件		

※ SHR…ショートホームルーム、(朝の会、帰りの会などの時間)

(3) 体罰の態様

小学校		中学校	
素手で殴る	5 件	素手で殴る	7 件
蹴る	1 件	蹴る	1 件
		その他	2 件

(4) 体罰によるけがの状況

小学校		中学校	
打撲(頭)	2 件	外傷	1 件
打撲(足)	1 件	打撲(頭)	1 件
けが無し	3 件	けが無し	8 件

2 体罰に係る実態調査の結果から見える今後の検討課題

- ・ 今回の調査で 16 件(小学校 6 件, 中学校 10 件)の体罰が報告され, 体罰の態様, 被害の状況から, 教職員の人権意識の高揚が喫緊の課題である。
- ・ 今回の調査のように, 教職員から受けた体罰に関して, 児童生徒から直接訴えられる場を継続的に設けることは根絶に向けて効果的である。
- ・ 体罰を受ける児童生徒を見ていた者が回答できないことへの不満を訴える保護者の記述が回答に見られたことから, 第三者が申し出ることができる方法を検討する必要がある。
- ・ 部活動指導の在り方については, 部活動指導者マニュアルを活用した研修等を通して再度徹底していく必要がある。
- ・ 体罰に関する認識の甘さが見られる教職員に対して, 抑止的な効果のある具体的な方策を検討していく必要がある。